

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

- ・ 工事成績評定表
- ・ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）
- ・ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築工事用）

改定

工事成績評定表 [完成・出来形・中 間]

令和 年 月 日 作成

令和5年5月1日版

工 事 名																					
契 約 金 額	円		受注者名									工 期						検査年月日		令和 年 月 日	
考 査 項 目	監 督 職 員 (完成)		技術検査職員 (出来形・中間)										技術検査職員 (完成)								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施 工 体 制 一 般	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0															
	II. 配 置 技 術 者	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0															
2. 施工状況	I. 施 工 管 理	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工 程 管 理 A	+1.2	+0.6	0	-3.0	-6.0															
	II. 工 程 管 理 B	+4.0	+2.0	0	-3.0	-6.0															
	III. 安 全 対 策 A	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0															
	III. 安 全 対 策 B	+6.0	+3.0	0	-3.0	-6.0															
	IV. 対 外 関 係	+1.8	+0.9	0	-1.5	-3.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出 来 形	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品 質	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出 来 ば え						+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		
		一般工事		ICT活用工事等		加 点															
4. 工事特性	I. 工 事 特 性 ※2	+6.0～0		+4.0～0		()															
5. 創意工夫	I. 創 意 工 夫 ※2	+3.0～0		+5.0～0		()															
6. 社会性等	I. 地 域 へ の 貢 献 等	+4.0 ～ 0				()															
加 減 点 小 計 ※1		①加減点計＝ . 点					②加減点計＝ . 点							③加減点計＝ . 点							
7. 基 本 評 定 点 計 ※1		点 ○出来形・中間検査があった場合 : 6 5 + (① 点×0.5+② 点×0.2+③ 点×0.3) = 点 但し、② (出来形、中間) が2回以上の場合は平均値																			
		点 ○出来形・中間検査がなかった場合 : 6 5 + (① 点×0.5+③ 点×0.5) = 点																			
8. 法 令 遵 守 等		－ 点																			
9. VE評価 (VE追加点+5点) ※3		＋ 点																			
10. 評 定 点 ※4		点 ○7. 基本評定点計 (点) - 8. 法令遵守等 (点) + 9. VE評価 (点) = 点																			
所 見 ※5		(監督職員)										(技術検査職員)									

※1 加減点小計 = 1.～3. の評定(加減点) + 4.～6. の評定(加減点) : 基本評定点 = 6 5 + 加減点小計
評 定 点 = 基本評定点 - 8. の評定(減点) + 9. の評定(加減点)
各加減点 (①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 4., 5. の和の最大は9点とする。なお、配点は一般工事、I C T活用工事等ともにそれぞれの列の点のとおりとする。

※3 V E適用工事のV E追加点は、監督職員が評定する。この場合、評定点合計が100点を超える場合がある。

※4 評定点は、四捨五入により整数とする。

※5 所見は指示事項等がある場合に記載する。

※ 各考查項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表」による。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(土木工事用)

運用基準日：令和7年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

監 督 職 員	別紙— 1 ①～⑫
技術検査職員	別紙— 2 ①～⑤⑥
出来形及び品質のばらつきの考え方 . . .	別紙— 3
「施工プロセス」のチェックリスト . . .	別紙— 4 ①～④
工事成績評定の留意事項	別紙— 5

考査項目別運用表

(監 督 職 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 2) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 3) 現場条件の変化に、適切に対応している。 ☐ 4) 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 5) 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 6) 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 7) 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 8) 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 9) 工事打合せ簿を、過不足なく整理している。 ☐ 10) 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 12) 電気設備等について、設備更新時の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ 13) その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理A	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 2) 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 3) 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 4) 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 5) 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、工程の大きな遅れが無い。 ☐ 6) 工事の進捗を早めるための取組みを行っている。 ☐ 7) 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 8) 休日の確保を行っている。 ☐ 9) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ 10) その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(監 督 職 員)							
考 査 項 目	a		b		c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 %以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 %以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a、 b に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「 c 」評価とする。						
機械設備工事	a		b		c	d	e
	適切である		ほぼ適切である		他の評価に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 2) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 3) 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 4) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 5) 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 6) 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 7) 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 8) 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 9) 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 10) 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ 11) その他 理由：						
	●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・ a 評価値が 60%以上80%未満・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						

考査項目別運用表

(監 督 職 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善を指示した。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
I. 出来形	通信設備工事 ・受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 2) 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 3) 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 4) 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 5) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 6) 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 7) 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 8) 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 9) 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11) 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 12) 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 13) 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ 14) その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 60%以上80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	※上記欄によらず、当該欄で評価					

考査項目別運用表

(監 督 職 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 						

考査項目別運用表

(監督職員)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由：_____ ※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、橋梁下部工高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、 護岸・築堤の平均高さ：10m以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上 砂防ダムの堤高：15m以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、 ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、ダム用水門の設計水深：25m以上 樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、 堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由：_____ ※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行等の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、特に早期の完成が求められる工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 被災箇所 の措置や急峻な地形での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16. その他 理由：_____ ※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険河川（労働安全衛生規則第五百七十五条の九～第五百七十五条の十六）における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。 (16. について) ・その他、自然条件又は地盤条件等への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18. その他（_____） ※上記の対応事例に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。	
	評 価	評 点：_____点	

※ 工事特性は、最大６点の加点評価とする。ただし、「ICT活用工事、働き方改革、CCUS活用、建設DX活用」の場合は、最大４点の加点評価とする。

考査項目別運用表

(監 督 職 員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 1) 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ 2) コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 3) 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 4) 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 5) 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 6) 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 7) 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 8) 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 9) 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 10) 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 11) 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 12) 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 13) 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 14) 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ 15) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの <u>指定した段階</u> でICTを活用した工事。 ※本項目は <u>1点の加点</u> とする。 ☐ 16) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの <u>全ての段階</u> で ICTを活用した工事。 ※本項目は <u>2点の加点</u> とする。 ※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。 【品質】 ☐ 1) 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ 2) コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 3) 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 4) 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 1) 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ 2) 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 3) 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 4) 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 5) 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 6) 一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 7) 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 8) 環境保全に関する工夫。	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を評価する。 ☐ 若手や女性技術者の登用、職場体験やインターンシップなど、担い手確保に向けた取組が図られている。 【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用】 ☐ 当該工事において「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用し、以下の①～②すべてを達成した場合は1点の加点とする。 ① 施工体制登録技能者率60%以上 ② 就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持 【建設DX活用】 ☐ 当該工事において、①または②の <u>いずれか</u> を実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した。 ※本項目は <u>1点の加点</u> とする。 ☐ 当該工事において、①及び②の <u>両方</u> を実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した。 ※本項目は <u>2点の加点</u> とする。 【必須項目】 ①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用。 ②「オンライン電子納品」を実施。 【選択項目】 ③「遠隔臨場」を実施。 ④「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施。 ⑤「デジタル工事写真の黒板情報電子化」を実施。 ⑥ その他 ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施。 ※宇部市では【必須項目】②及び【選択項目】③④⑤については、評価対象外とする。 【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載 評 点：_____点	

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大3点の加点評価とする。ただし、「ICT活用工事、働き方改革、CCUS活用、建設DX活用」の場合は、最大5点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表

(監 督 職 員)

考 査 項 目	細 別	事 項	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	●評価対象項目 ☐ 1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 3) 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 4) 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 5) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 6) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 7) その他 理由：	
		●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して評価を行う。 1 項目につき、1点を加算する。	
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点： _____点	

考査項目別運用表

(監 督 職 員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																				
7. 法令遵守等	<table> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>点 数</th></tr> <tr> <td>☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上</td><td>－ 20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満</td><td>－ 15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満</td><td>－ 13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満</td><td>－ 10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意</td><td>－ 8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意</td><td>－ 5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td><td>－ 3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他（理由：</td><td>－ 点</td></tr> <tr> <td>☐ 9. 項目該当なし</td><td></td></tr> </table> ① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 - 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 - 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 - 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 - 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 - 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 - 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 - 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 - 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 - 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 - 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 - 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 - 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 - 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請人と契約を締結したことで指名停止となった。 - その他（理由：	措 置 内 容	点 数	☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 20点	☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 15点	☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 13点	☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 10点	☐ 5. 文書注意	－ 8点	☐ 6. 口頭注意	－ 5点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3点	☐ 8. その他（理由：	－ 点	☐ 9. 項目該当なし	
措 置 内 容	点 数																				
☐ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 20点																				
☐ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 15点																				
☐ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 13点																				
☐ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 10点																				
☐ 5. 文書注意	－ 8点																				
☐ 6. 口頭注意	－ 5点																				
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3点																				
☐ 8. その他（理由：	－ 点																				
☐ 9. 項目該当なし																					

考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □1) 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □2) 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □3) 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □4) 現場条件又は計画内容に重要な変更を生じた場合（工期や数量等の軽微な変更を除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □5) 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。 □6) 段階確認等の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □7) 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □8) 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □9) 下請けに対する引き取り(完成) 検査を書面で実施していることが確認できる。 □10) 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 □11) 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 □12) 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 □13) その他（理由：_____）			□ 施工管理について、監督 督職員が文書による改善 指示を行った。	□ 施工管理について、監督 督職員からの文書による 改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c				
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	優れている	b よりも優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 2) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 3) 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 4) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 5) 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 6) 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 7) 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 8) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 9) 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 ☐ 10) 分解整備における既設部品等の摩耗・損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ 11) その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上90%未満・・・a’ 評価値が 70%以上80%未満・・・b 評価値が 60%以上70%未満・・・b’ 評価値が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	電気設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	b よりも優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 2) 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 3) 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 4) 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 5) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 6) 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 7) 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 8) 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 9) 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 12) 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 13) 高温部等の危険個所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ 14) その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上90%未満・・・a’ 評価値が 70%以上80%未満・・・b 評価値が 60%以上70%未満・・・b’ 評価値が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)																																		
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e																										
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	【 4 】 鋼橋工事 (R C 床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																										
		●評価対象項目 【工場製作関係】 □ 1) 鋼材の種別、品質を適正に管理している。 □ 2) 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 3) 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 4) 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 5) 孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 6) 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 7) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 8) 素地調整を行う場合、第 1 種ケレン後 4 時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ 9) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 10) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ 11) その他 (理由：) 【架設関係】 □ 1) ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ 2) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 3) 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 4) 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 5) 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ 6) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 7) 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ 8) 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 9) 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ 10) その他 (理由：) ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上75%未満	b	b’	c	c	60%未満
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評 価 値	90%以上	a	a’	b	b																													
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’																													
	60%以上75%未満	b	b’	c	c																													
	60%未満	b’	c	c	c																													

考査項目別運用表

						(技 術 検 査 職 員)																																
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	【10】 コンクリート橋 上部工事 (P C及びR C を対象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ 1) コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 4) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 5) コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6) 鉄筋の品質を、適正に管理していることが確認できる。 ☐ 7) 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 9) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 10) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 12) スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13) プレベーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 14) 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ 15) P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 16) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 17) コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 18) 有害なひび割れが無い。 ☐ 19) その他 理由： [コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] ☐ 20) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～20)の評価によらず、d 又は e 評価とする。																																				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc 評価とする。 ●判断基準 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【 1 6 】 維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	●評価対象項目 ☐ 1) 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 2) 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 3) 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 4) 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 5) 理由： ☐ 6) 理由： ☐ 7) 理由： ☐ 8) 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 5 項目・・・・・・ a ’ ※ 該当項目が 4 項目・・・・・・ b ※ 該当項目が 3 項目・・・・・・ b ’ ※ 該当項目が 2 項目以下・・・・・・ c 注 記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	【 1 7 】 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	a	a ’	b	b ’	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)																																					
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																													
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	【 2 1 】 港湾築造工事 (浚渫、海岸築 造工事を含む) (その 3)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																													
		●評価対象項目 【コンクリート関係】 ☐ 1) コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 4) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 5) コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 7) 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 9) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 11) スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 12) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13) 有害なひび割れが無い。 ☐ 14) その他 理由： [コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] ☐ 15) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～15)の評価によらず、d 又は e 評価とする。																																			
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。																																					
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																
	60%未満	b ’	c	c	c																																

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【 5 0 】 石・ブロック積 （張）工事 （護岸工事以外）	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ 1) 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 2) 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ 3) ブロック、石積（張）における材料のかみ合わせが、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 4) 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 5) 端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度を確保していることが確認できる。 ☐ 6) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 7) 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ 8) 施工にあたって、床掘箇所 の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 9) 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10) 伸縮目地、水抜き孔を適切に施工していることが確認できる。 ☐ 11) その他 理由：																																				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
	【 5 1 】 かご工事 （じゃかご・ふとんかご）	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
●評価対象項目 ☐ 1) 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 2) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 3) 詰石の大きさが設計図書の仕様を満足しており、空隙が少ないことが確認できる。 ☐ 4) 詰石作業によるかご材の損傷や法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないように施工していることが確認できる。 ☐ 5) 床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めていることが確認できる。 ☐ 6) 連結が設計図書の仕様を満足してることが確認できる。 ☐ 7) 開口部の緊結が設計図書の仕様を満足してることが確認できる。 ☐ 8) その他 理由：																																						
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【 5 2 】 二次製品構造物 工事、小型構造 物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 1) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 2) 製品に有害なひび割れ等の損傷がないことが確認出来る。 ☐ 3) 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 4) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 5) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 6) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 7) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 8) 埋戻し材料等の材質及び締固めが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 9) その他 理由： 【プレキャスト側溝工関係】 ☐ 1) 継ぎ目部が、付着、水密性を保ち、段差がないことが確認できる。 ☐ 2) 側溝蓋が、側溝本体及び路面と段差が生じないよう施工していることが確認できる。 ☐ 3) 設計図書で定められた勾配を確保し、滞水が生じていないことが確認できる。 ☐ 4) その他 理由： 【プレキャスト擁壁工関係】 ☐ 1) 壁体相互に食い違いが生じていないことが確認できる。 ☐ 2) 目地施工について、付着・水密性を保つよう施工していることが確認できる。 ☐ 3) 基礎材料の材質及び締固めが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 4) その他 理由： 【ボックスカルバート工関係】 ☐ 1) 基礎地盤の許容支持力を把握しながら施工していることが確認できる。 ☐ 2) 下流側又は低い方から設置し、接合面に食い違いが無いことが確認できる。 ☐ 3) 接合部に漏水が生じていないことが確認できる。 ☐ 4) ボックスカルバートの縦締めを「道路土工－カルバート工指針」に基づき施工していることが確認できる。 ☐ 5) その他 理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

①

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③

評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④

なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考查項目別運用表

(技術検査職員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【５５】 鋼製自在枠工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－３参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ １) 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ２) 鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ ３) 鋼材の組立・加工が適正であることが確認できる。 ☐ ４) ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ５) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ ６) 使用する石材の規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ７) 中詰材の詰込みを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ８) 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ９) 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 10) その他 <table border="1"><tr><td style="width: 50px; height: 60px;"></td><td>理由：</td></tr></table>								理由：																												
	理由：																																					
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準<table border="1"><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50％以下</th><th>80％以下</th><th>80％を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90％以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75％以上90％未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60％以上75％未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60％未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評 価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50％以下	80％以下	80％を超える																																		
評 価 値	90％以上	a	a'	b	b																																	
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																																	
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																																	
	60％未満	b'	c	c	c																																	
	【５６】 砂防ソイルセメント工事	a	a'	b	b'	c	d	e																														
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－３参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
●評価対象項目 ☐ １) 配合試験を行い、示方配合を決定していることが確認できる。 ☐ ２) 試験施工により、混合時間、転圧回数、敷均し厚、施工機械を決定していることが確認できる。 ☐ ３) 材料の計量記録、含水比試験の記録等により、示方配合を満足していることが確認できる。 ☐ ４) 材料の練混ぜ時間を管理しており、フェノールフタレイン溶液の散布によって、均一な混合状態となっていることが確認できる。 ☐ ５) 運搬・打設時間、敷均し、締め固め、打継目処理及び養生方法等が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ６) 降雨時の影響が無いよう対策を行っていることが確認できる。 ☐ ７) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ８) 現場密度試験の結果が規格値を満足していることが確認できる。 ☐ ９) 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 10) 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 11) その他 <table border="1"><tr><td style="width: 50px; height: 60px;"></td><td>理由：</td></tr></table>						理由：																																
	理由：																																					
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準<table border="1"><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50％以下</th><th>80％以下</th><th>80％を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90％以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75％以上90％未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60％以上75％未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60％未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評 価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50％以下	80％以下	80％を超える																																		
評 価 値	90％以上	a	a'	b	b																																	
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																																	
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																																	
	60％未満	b'	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																															
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【5 7】 アンカー工事 （グラウンド アンカー工）	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ 1) 施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査していることが確認できる。 ☐ 2) アンカーの削孔に際して、削孔位置、削孔径、長さ及び方向が設計図書と一致しており、周囲の地盤を乱さないよう施工していることが確認できる。 ☐ 3) 既存の地質資料により定着層のスライム形状を把握し、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定しながら施工していることが確認できる。 ☐ 4) 削孔は直線性を保つように施工されており、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄されていることが確認できる。 ☐ 5) アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着していないことが確認できる。 ☐ 6) アンカー材の注入にあたっては、置換注入と加圧注入により所定の位置に正確に挿入していることが確認できる。 ☐ 7) 孔内グラウトに際して、グラウトを最低部から注入し、削孔内の排水及び排気を実行し、所定のグラウトが孔口から排出していることが確認できる。 ☐ 8) アンカーの緊張・定着については、グラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認しながら、所定の有効緊張力が与えられるように緊張力を与えていることが確認できる。 ☐ 9) その他（理由： ）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
		●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																		
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																		
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																		
	60%未満	b ’	c	c	c																																		
	【5 8】 切土補強土工事 （鉄筋挿入工）	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ 1) 施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査していることが確認できる。 ☐ 2) 地山の掘削を適切に施工していることが確認できる。 ☐ 3) 補強材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着していないことが確認できる。 ☐ 4) 削孔は直線性を保つように施工されており、完了後、スライムを除去していることが確認できる。 ☐ 5) 補強材の打設角度や削孔長等を適切に管理していることが確認できる。 ☐ 6) 注入材を確実に充填していることが確認できる。 ☐ 7) 補強材を所定の位置に正確に挿入していることが確認できる。 ☐ 8) 確認試験等を実施し、設計を満足していることが確認できる。 ☐ 9) その他（理由： ）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
		●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																		
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																		
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																		
	60%未満	b ’	c	c	c																																		

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【 6 3 】 遊戯施設整備 工事 (公園施設)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ 1) 材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 2) 施工基面が設計図書に示す高さに仕上げられ、整地の状況、公園施設との取合いを考慮していることが 確認できる。 ☐ 3) 遊具を適切な方法で設置していることが確認できる。 ☐ 4) 遊具のコンクリート基礎が地表面に露出していないことが確認できる。 ☐ 5) 設置から工事完了までの期間、仮囲いをする等の安全対策を適切に講じていることが確認できる。 ☐ 6) 子どもが直接触れる可能性がある部分について、適切に加工・仕上げていることが確認できる。 ☐ 7) 遊具の地際部に防蝕対策を行っていることが確認できる。 ☐ 8) 消耗部品材等の仕様、標準使用期間、安全点検の要点などの施設の安全確保に関わる資料を提出していることが確認できる。 ☐ 9) その他 理由：																																				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																						
●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
	【 6 4 】 下水道（開削） 工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ 1) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 2) 材料の保管が適切であり、損傷がないことが確認できる。 ☐ 3) 床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう適切に施工していることが確認できる。 ☐ 4) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足し、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 5) 基礎工を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 6) 管の布設を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 7) 管の切断及びせん孔を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 8) 埋設標識テープの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 9) マンホールとの接続を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 10) 土留工の施工に当たり、調査、検討等を十分に行っていることが確認できる。 ☐ 11) 土留工を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 12) 管路路面覆工を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 13) その他 理由：																																				
●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【6 7】 グランド・ コート舗装工事 (クレ－) (アンツーカー) (ウレタン)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 1) 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 2) 舗装工の路盤、基層及び表層を適切な方法で転圧していることが確認できる。 ☐ 3) 散水について淡水を用いていることが確認できる。 ☐ 4) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 5) その他 理由： 【クレ－舗装関係】 ☐ 1) 表層を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、仕上げていることが確認できる。 ☐ 2) 仕上がり面に土塊が残らないように十分かきならしていることが確認できる。 ☐ 3) 路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧していることが確認できる。 ☐ 4) 化粧砂が均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げていることが確認できる。 ☐ 5) 表層安定剤を所定量均一に散布し、転圧していることが確認できる。 ☐ 6) その他 理由： 【アンツーカー舗装関係】 ☐ 1) アンツーカーを均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、仕上げていることが確認できる。 ☐ 2) 路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで敷均し、転圧していることが確認できる。 ☐ 3) 表層安定剤を所定量均一に散布し、転圧していることが確認できる。 ☐ 4) その他 理由： 【ウレタン舗装関係】 ☐ 1) 基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層を施工していることが確認できる。 ☐ 2) ウレタンベース層を適切な方法で施工していることが確認できる。 ☐ 3) ウレタンベース層硬化後に特殊プライマー材を均一に散布していることが確認できる。 ☐ 4) ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう塗布していることが確認できる。 ☐ 5) 気象条件を配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 6) 地下水や雨水の影響を配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 7) その他 理由：						

①

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③

評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【204】 枝落し	●評価対象項目 ☐ 1) 適期に施工されている。 ☐ 2) 所定の高さまで施工されている。 ☐ 3) 枯枝は落としてある。 ☐ 4) 樹皮に損傷は無く、切断面は平滑（なめらか）に切除されている。 ☐ 5) 残枝の処理は適正に行われている。 ☐ 6) 植栽木に巻き付いた蔓茎類は丁寧に切断、除去されている。 ☐ 7) 標準地が適切に設置されている。 ☐ 8) 林縁木の残存により林分保護がされている。 ☐ 9) 作業方法等、安全管理は適切に施工されている。 ☐ 10) その他（ 理由： ） ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上 a ※ 評価値が 80%以上 90%未満 a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満 b ※ 評価値が 60%以上 70%未満 b’ ※ 評価値が 60%未満 c					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
	【205】 下刈り	a	a’	b	b’	c	d	e
	●評価対象項目 ☐ 1) 適期に実施されている。 ☐ 2) 植栽木に支障となる地被物は地際より丁寧に刈り払われている。 ☐ 3) 植栽木の誤伐・損傷はない。 ☐ 4) 二又木の処理がされている。 ☐ 5) 刈払物により植栽木の乾燥防止が図られている。 ☐ 6) 蔓茎類は地際より切断され、植栽木から除去されている。 ☐ 7) 棚部の萌芽処理や蔓茎類の処理が適切に行われている。 ☐ 8) 測量杭の確保等、境界の保全がされている。 ☐ 9) その他（ 理由： ） ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上 a ※ 評価値が 80%以上 90%未満 a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満 b ※ 評価値が 60%以上 70%未満 b’ ※ 評価値が 60%未満 c					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																															
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	【3 0 0】 漁礁製作工事 漁礁設置・投入 工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 3 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																															
		●評価対象項目 【製作関係】 ☐ 1) 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 2) コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ 3) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 4) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 5) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ 6) 型枠、支保工の取り外し時及び転置、仮置に際し、コンクリート等強度を適正に管理している。 ☐ 7) 鉄筋、鋼材等の規格がミルシート等で確認できる。 ☐ 8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 9) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10) スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11) 溶接管理が設計図書に基づき実施され、内容が確認でき、欠陥が無く満足している。 ☐ 12) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13) 有害なひび割れが無い。 ☐ 14) ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ 15) その他（理由：）							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
		☐ 1) 気象・海象を十分調査して施工していることが確認できる。 ☐ 2) 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工していることが確認できる。 ☐ 3) 礁体設置・投入の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 ☐ 4) 設置・投入位置の測量において、特記仕様書で指定される機器を使用していることが確認できる。 ☐ 5) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 6) その他（理由：）					●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b																																		
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																		
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																		
	60%未満	b ’	c	c	c																																		

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 1 】 コンクリート構造物工事 【 5 】 砂防構造物工事 【 9 】 海岸工事 【 1 2 】 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) ひび割れが無い。 ☐ 5) 漏水が無い。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	【 2 】 土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 ☐ 1) 仕上げが良い。 ☐ 2) 通りがが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 2 】 切土工事	●評価対象項目 ☐ 1) 規定された勾配が確保されている。 ☐ 2) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 3) 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 4) 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 5) 関係構造物等との取り合いが適切に施工さている。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	【 3 】 護岸・根固・水制工事 【 5 0 】 石・ブロック積（張）工事 （護岸工事以外）	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 材料のかみ合わせが良く、ひび割れが無い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 4 】 鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 1) 表面に補修箇所が無い。 ☐ 2) 部材表面に傷及びさびが無い。 ☐ 3) 溶接に均一性がある。 ☐ 4) 塗装に均一性がある。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 5 】 地すべり防止工事 【 5 7 】 アンカー工事 （グラントアンカー工） 【 5 8 】 切土補強土工事 （鉄筋挿入工） 【 5 9 】 地下水排除工事	●評価対象項目 ☐ 1) 地山との取り合いが良い。 ☐ 2) 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 3) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d
	【 6 】 舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1) 舗装の平坦性が良い。 ☐ 2) 構造物の通りが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5) 雨水処理が良い。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 7 】 法面工事	●評価対象項目 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 3) 端部処理が良い。 □ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	【 8 】 基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □ 1) 土工関係の仕上げが良い。 □ 2) 通りが良い。 □ 3) 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 4) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	【 1 0 】 コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) 支承部の仕上げが良い。 □ 5) ひび割れが無い。 □ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	【 1 1 】 塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 □ 1) 塗装の均一性が良い。 □ 2) 細部まできめ細やかな施工がされている。 □ 3) 補修箇所が無い。 □ 4) ケレンの施工状況が良好である。 □ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	【 1 3 】 植栽工事	●評価対象項目 □ 1) 樹木の活着状況が良い。 □ 2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 3) 支柱の取り付けが堅固である。 □ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	【 1 4 】 防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 端部処理が良い。 □ 3) 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 4) 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 5) きめ細やかに施工されている。 □ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	【 1 4 】 標識工事	●評価対象項目 □ 1) 設置位置に配慮がある。 □ 2) 設置版の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 3) 標識板の支柱に変色が無い。 □ 4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 1 4 】区画線工事	●評価対象項目 ☐ 1) 塗料の塗布が均一である。 ☐ 2) 視認性が良い。 ☐ 3) 接着状態が良い。 ☐ 4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 1 5 】電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 1) 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ 2) プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 3) 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	【 1 6 】維持工事 【 1 7 】修繕工事 【 6 8 】道路修繕工事	●評価対象項目 ☐ 1) 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ 2) きめ細かな施工がなされている。 ☐ 3) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	【 1 8 】機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ 2) きめ細かな施工がなされている。 ☐ 3) 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 4) 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 1 9 】電気設備工事	●評価対象項目 ☐ 1) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 2) 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 3) 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 4) ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 5) 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	【 2 0 】通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 2) 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 3) 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 4) 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 5) 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d
	【 2 1 】港湾築造工事 (海岸築造工事を含む)	●評価対象項目 ☐ 1) 構造物等の通りが良い。 ☐ 2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 3) 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。 ☐ 6) ひび割れが無い。(コンクリート工事が含まれる場合)		●判断基準 (コンクリート工事がある場合) 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d ●判断基準 (コンクリート工事がない場合) 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 2 1 】 港湾浚渫工事	●評価対象項目 ☐ 1) 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ☐ 2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 3) 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上がりが良い。 ☐ 4) 浚渫及び盛り等土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d
	【 2 1 】 ブロック製作工事 (ケーソン陸上製作工事を 含む)	●評価対象項目 ☐ 1) コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 4) ひび割れが無い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 5 1 】 かご工事 【 5 2 】 二次製品構造物工事 小型構造物工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 5 3 】 河川浚渫工事	●評価対象項目 ☐ 1) 規定された水深・勾配が確保されている。 ☐ 2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 3) 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上がりが良い。 ☐ 4) 自然環境との調和が図られている。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d
	【 5 4 】 矢板護岸工事	●評価対象項目 ☐ 1) 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 4) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 5 5 】 鋼製自在枠工事 【 2 0 1 】 木製構造物工事 (木製ダム)	●評価対象項目 ☐ 1) 構造物の通りが良い。 ☐ 2) 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 3) 部材表面に傷及びさびが無い。 ☐ 4) 地山との取り合いが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 5 6 】 砂防ソイルセメント工事	●評価対象項目 ☐ 1) 構造物の通りが良い。 ☐ 2) 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 3) 壁面材等にひび割れや損傷がない。 ☐ 4) 漏水が無い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 6 0 】 落石防止網工事	●評価対象項目 ☐ 1) 地山との取り合いが良い。 ☐ 2) 金網やロープのたるみがない。 ☐ 3) きめ細やかに施工されている。 ☐ 4) 端部処理が良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 6 1 】 補強土壁工事 【 6 2 】 軽量盛土工事 (E P S)	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 3) きめ細やかに施工されている。 ☐ 4) 端部処理が良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 6 3 】 遊戯施設整備工事 (公園施設)	●評価対象項目 ☐ 1) 仕上げが良い。 ☐ 2) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 3) 設置位置に配慮がある。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	【 6 4 】 下水道 (開削) 工事 【 6 5 】 下水道 (推進) 工事	●評価対象項目 ☐ 1) 通りが良い。 ☐ 2) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 3) 路面の復旧状態が良い。 ☐ 4) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 6 6 】 ブロック舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1) 舗装の平坦性が良い。 ☐ 2) 目地の通りが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d
	【 6 7 】 グランド・コート舗装工事 (クレー舗装) (アンツーカー舗装) (ウレタン舗装)	●評価対象項目 ☐ 1) 舗装の平坦性が良い。 ☐ 2) 端部処理が良い。 ☐ 3) 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	【 6 9 】 仮設工事	●評価対象項目 ☐ 1) 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 細部まできめ細やかな施工がされている。 ☐ 4) 端部処理が良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d

考査項目別運用表

(技 術 検 査 職 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 7 0 】 撤去工事	●評価対象項目 ☐ 1) 土工関係等の仕上げが良い。 ☐ 2) 既存構造物または周辺との取り合いが特に良い。 ☐ 3) きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	【 1 0 0 】 ほ場整備工事	●評価対象項目 ☐ 1) 整地仕上げが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物等が適切に処理されている。 ☐ 3) 営農に十分配慮された施工がなされている。 ☐ 4) 水路、道路の通りが良い。 ☐ 5) 法面仕上げが良い。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・・d
	【 1 0 1 】 汎用化対策工事 (湧水処理)	●評価対象項目 ☐ 1) 畦畔等埋戻し部の施工、仕上げが良い。 ☐ 2) 石礫、雑物及び残土が適切に処理されている。 ☐ 3) 営農に十分配慮された施工がなされている。 ☐ 4) 管渠等（吸水渠、集水渠、弾丸暗渠等）の通りが良い。 ☐ 5) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・・d
	【 1 0 2 】 ため池工事	●評価対象項目 ☐ 1) 土工の仕上げが良い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4) 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d
	【 1 0 3 】 管水路工事 (パイプライン)	●評価対象項目 ☐ 1) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 2) 管の通りが良い。 ☐ 3) 漏水がない。 ☐ 4) 路面復旧が適正に施工されている。 ☐ 5) 全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d
	【 1 0 4 】 獣害防止柵設置工事	●評価対象項目 ☐ 1) 部材表面に傷、錆等が無い。 ☐ 2) 通りが良い。 ☐ 3) 端部処理が良い。 ☐ 4) きめ細やかな施工がされている。 ☐ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・・d
	【 2 0 0 】 植栽（森林）工事	●評価対象項目 ☐ 1) 植栽地の全体的な美観が良い。 ☐ 2) 枝条等は等高線上に適切に整理されている。 ☐ 3) 植栽木の配植が良い。 ☐ 4) 簡易施設は適切で美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d

考査項目別運用表

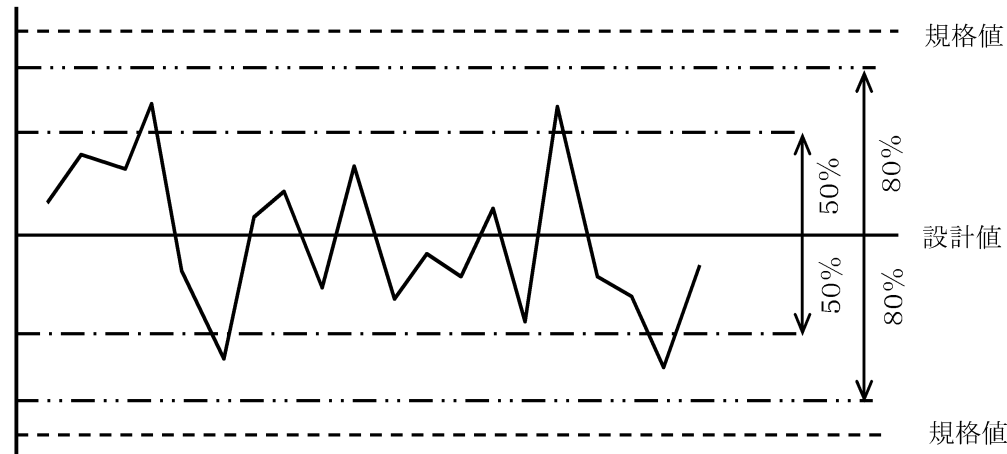
(技 術 検 査 職 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	【 2 0 2 】 本数調整伐	●評価対象項目 □ 1) 伐採木は枝払い・玉切りされ、棚状に整理されている。 □ 2) 全体的に美観が良い。 □ 3) 理由： □ 4) 理由：		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	【 2 0 3 】 除伐	●評価対象項目 □ 1) 伐採木等の整理は適切である。 □ 2) 蔓茎類は丁寧に切断・除去されている。 □ 3) 植栽木に被害を与える恐れのある大径木（雑木）は巻枯しを行っている。 □ 4) 全体的に美観が良い。 □ 5) 理由：		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	【 2 0 4 】 枝落し	●評価対象項目 □ 1) 枯れ枝は全て除去されている。 □ 2) 全体的な美観がよい。 □ 3) 理由： □ 4) 理由：		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	【 2 0 5 】 下刈り	●評価対象項目 □ 1) 刈払物は植栽木の列間に整理されている。 □ 2) 全体的な美観が良い。 □ 3) 理由： □ 4) 理由：		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	【 3 0 0 】 漁礁製作工事 漁礁設置・投入工事	●評価対象項目 □ 1) 部材表面に傷及びさびが無い。 □ 2) 通りが良い。 □ 3) きめ細やかな施工がなされている。 □ 4) 沈設位置の精度が良い。 □ 5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □ 1) 理由： □ 2) 理由： □ 3) 理由： □ 4) 理由： □ 5) 理由： ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	

出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

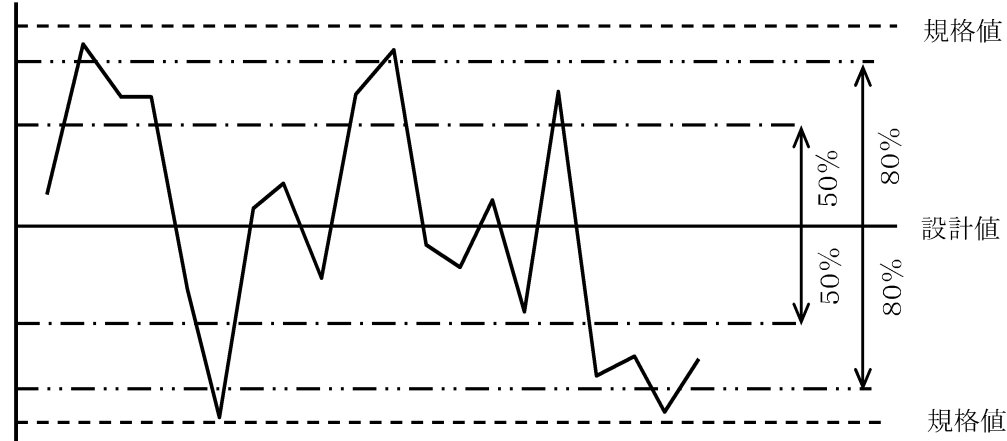
(上・下限值がある場合)

①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

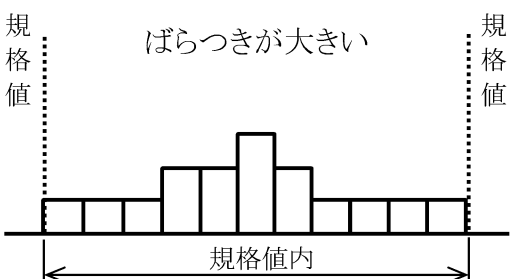
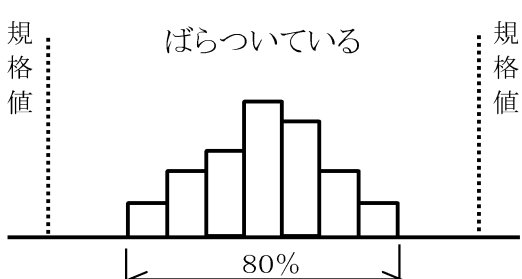
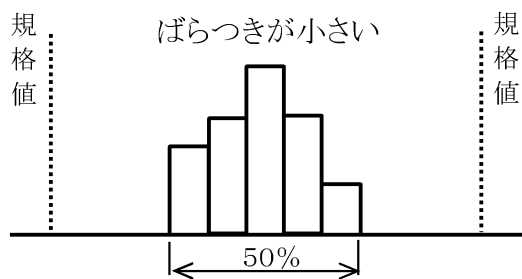


注 1) 概ねとは、打点数の8割以上とする。
但し、上下限を大きく外れる場合はこの限りでない。

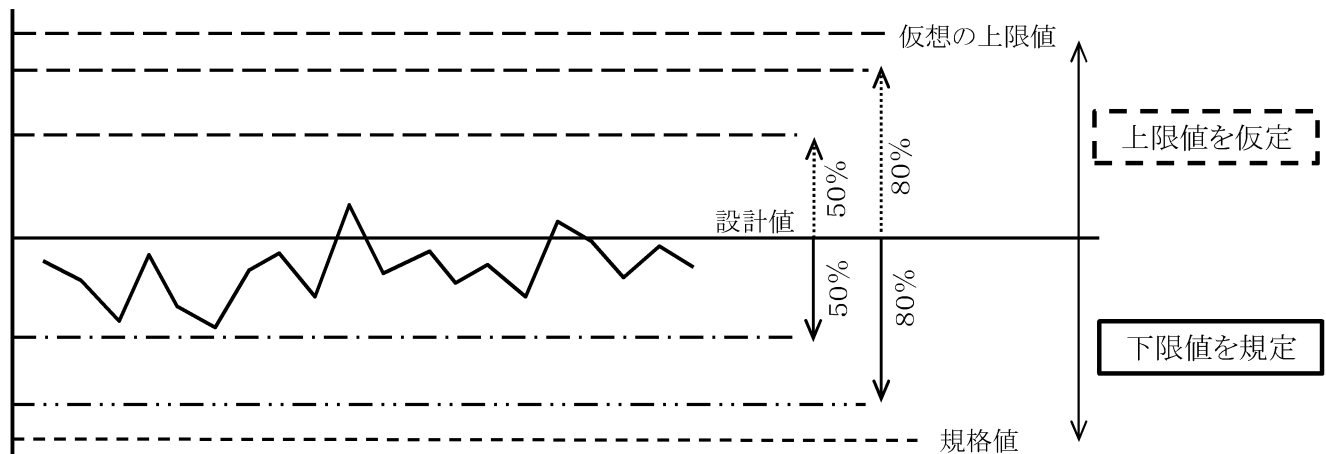
②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例



[度数表またはヒストグラムの場合]



(上下限值のみの場合)



注 2) 上(下)限値のない場合のばらつきの考え方は、設計値を基準として下(上)限値を反転した仮想の上(下)限値を設定し、ばらつきの%を考慮する。

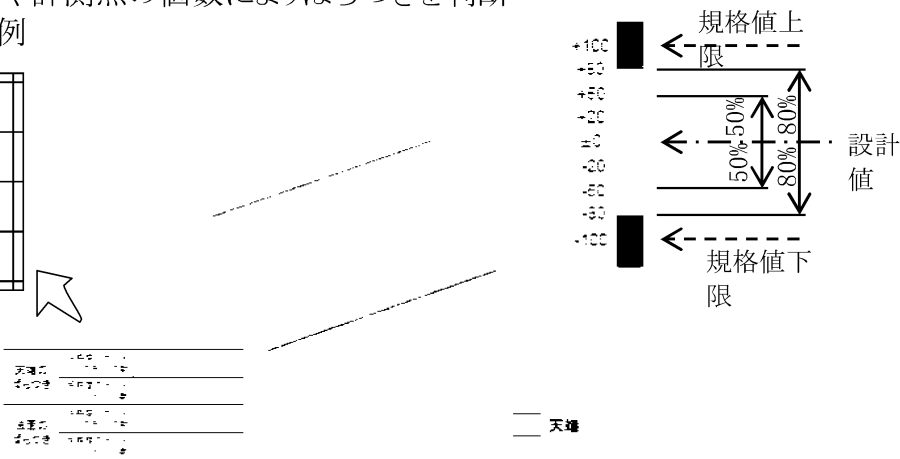
3) 規格値が設計値以上となる場合もしくは上(下)限値を仮定することが困難となる場合は、ばらつきの判断から除外する。

③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

天端の ばらつき	規格値内の±80% 以内のデータ数	1000
	規格値内の±50% 以内のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値内の±80% 以内のデータ数	1700
	規格値内の±50% 以内のデータ数	1360

※データ数は、天端＝1100、法面＝1700



- ばらつきの判断では、納品されたヒートマップ(上図)を活用する。
- ヒートマップとは、設計との差を可視化したもので出来形管理図表の折れ線グラフに相当す

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト ー 覧 表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）												備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中										完成時	
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の照査等	・ 契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			○施工計画書	・ 施工（変更を含む）に先立ち提出し、所定の項目が記載されている。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		(/) □
		・ 記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		・ 記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 出来形、品質管理	・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 現場環境改善等	・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○検査(確認を含む)及び 立会い等の調整	・ 監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○工事の着手	・ 工事着手を確認した。（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した。） (着手時)	(/) □												
		○支給品及び貸与品	・ 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
○建設副産物 及び建設廃棄物	・ 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
	・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
○指定建設機械類の確認	・ 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 (施工時 1 回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）												備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中										完成時	
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

工事成績評定の留意事項

目 次

1	評定の方法について	2
2	評定の基本的な考え方について	2
3	「評価対象項目」の評価の考え方について	2
4	I C T活用工事と評価の関連について	3
5	コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について	3
6	週休 2 日の確保と評価の関連について	5
7	建設キャリアアップシステム（C C U S）活用と評価の関連について	6
8	建設D X活用と評価の関連について	7
9	工事特性、創意工夫、社会性等の評価について	8
10	施工プロセスチェックリストと評価の関連について	9
11	社内の管理基準の設定及び管理方法と評価の関連について	9
12	出来形の評価について	10
13	品質の評価について	11
14	その他	12

1 評価の方法について

(1) 審査項目別の評価

監督職員並びに検査職員（以下「評価者」という）は、「工事成績評価表」に示すそれぞれの該当審査項目について、別紙－１～２「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき評価を行います。

(2) 審査項目別の採点及び算出

評価者は、「審査項目別の評価」の評価結果をもとに「工事成績評価表」により評価者ごとの評定点、項目別評定点及び評定点合計を算出します。

2 評価の基本的な考え方について

評価における「評価対象項目」は、関係法令や契約書、共通仕様書、各種技術基準等に基づく事項であり、記載された内容については、そのほとんどが、受注者が遵守すべき内容（「契約事項」）となっています。

「契約事項」は、受注者の責任において自ら遂行（発注者の助言や指導なしに）しなければならないものであることから、基本的に受注者が自主的に実施できない場合は、「評価対象項目」を評価できないこととなります。

このため、監督職員からの指導や助言又は検査職員からの指摘や指導等が多くなるにつれて評価は低くなります

3 「評価対象項目」の評価の考え方

工事成績評価では、工事を受注して完成させるまでの過程において、監督職員からの指導や助言なしに契約を履行できたかどうか確認して評価を行います。

また、評価にあたっては、「透明性」や「客観性」が求められることから、検査職員は「施工プロセスのチェックリスト」及び「工事打合せ簿」の記録も踏まえ評価することとしています。

山口県では、このことを踏まえて以下のとおり運用します。

- (1) 「工事成績採点表の審査項目別運用表」における「評価対象項目」に「レ」点を付す（評価する）ことができるのは、当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合のみとします。

但し、当面の間、監督職員からの指導や助言に対する改善が速やかに実施された場合は「レ」点を付すこととします。

検査職員は、検査において「施工プロセスチェックリスト」（当初請負対象設計額１億円以上の工事）や「工事打合せ簿」の指摘事項の内容も評価に反映します。

なお、検査時に必要な書類が確認出来ない場合は、別途提示されても評価しません。

- (2) 受注者が契約不履行に至る可能性が認められた場合は、それを指摘し指導をして改善させることとなりますが、この場合、次のとおり評価します。

ア 第１段階目の指導（通知）

「工事打合せ簿」により「通知」として指導を行った場合、改善されても「評価対象項目」に「レ」点は付きません。

イ 第2段階目の指導（改善指示）

「通知」により改善されない場合は、「工事打合せ簿」により、「指示」として指導を行います。

この場合、改善されても、該当する考査項目の細別は「d」評価、改善されない場合は「e」評価となります。

4 ICT活用工事と評価の関連について

4-1 ICT活用工事の成績評定

ICT活用工事の工事成績評定については、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更し、以下のとおり評価します。

- (1) ICT活用工事において、次の①～⑤の全ての段階でICT施工を実施した場合、以下の評価対象項目を評価します（創意工夫で2点を加点）。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（考査項目別運用表 別紙－1⑩ 5. 創意工夫）

□16) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。

- (2) ICT施工技術のうち、必須項目（上記②、④、⑤）を実施した場合、以下の評価対象項目を評価します（創意工夫で1点加点）。

（考査項目別運用表 別紙－1⑩ 5. 創意工夫）

□15) ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの指定した段階でICTを活用した工事。

4-2 ICT活用工事を中止した場合の評価

受注者の責めに帰すことができない事由によりICT活用施工を途中で中止した場合は、加点対象とせず減点は行いません。

5 コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について

現場打ちのコンクリート構造物のうち、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物、水密性を要する無筋コンクリート構造物（止水板を設置する護岸等）を対象とし、以下により評価します。

5-1 ひび割れの初期観察・観察、調査及び補修についての評価

- ① ひび割れ発生状況の初期観察・観察、調査及び補修を適切に行っている場合は、ひび割れ発生の有無にかかわらず当該評価対象項目（□ひび割れ発生状況の初期観察・観察、調査及び補修を適切に行っていることが確認できる）を評価することとします。

補修基準以上のひび割れであっても、適切な対応が確認できれば、当該評価項目は評価

します。

- ② ひび割れが補修基準に達している場合において、発生したひび割れの補修が適切に行われていなければ、「d」又は「e」評価とします。
- ③ 中間検査等で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、ひび割れが発生・進展している場合には、上記①～②によることとします。

5-2 コンクリートの温度履歴計測を実施した工事の評価

県が推奨する温度履歴計測を行う施工記録あるいはこれと同等以上の施工管理計画を計画し、かつ実施している場合、以下の評価対象項目を評価します。

(審査項目別運用表 別紙-1⑩ 5. 創意工夫)

☐ 2) コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。

(審査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 I. 施工管理)

☐ 13) その他 (理由: コンクリートの温度履歴計測を実施した。)

※県が推奨する温度履歴計測を行う施工記録あるいはこれと同等以上の施工管理計画を計画し、かつ実施している場合とは、以下の内容が施工計画書等に記述されかつ実施されている場合をいいます。

- ① 施工計画書またはコンクリート打設計画書等に具体的なコンクリートの施工方法を記述している。
- ② 県が推奨する温度計測を実施し（温度計測箇所及び計測時期が適切である場合に限る）、その結果を記録している。
- ③ コンクリート施工記録を適切に作成し提出している。

※適用範囲、ひび割れの調査及び補修等の詳細については、山口県のホームページに掲載されている「コンクリート構造物品質確保ガイド」を参照して下さい。

6 週休2日の確保と評価の関連について

6-1 対象工事

週休2日工事の実施要領による。

6-2 週休2日の確認方法

- ア 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとします。
- イ 受注者は、工事完了後、実施状況を確認できる実施工程表（週休2日モデル工事の実施要領別紙4参照）を、監督職員へ提出してください。
- エ 発注者は、実施工程表や出面表等により、現場閉所の状況を確認します。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとします。

6-3 評価の方法

- (1) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。

【週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】

（**考查項目別運用表 別紙-1③ 2. 施工状況 II. 工程管理B**）

☐ 7) 通期の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。

【月単位の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】

（**考查項目別運用表 別紙-1③ 2. 施工状況 II. 工程管理B**）

☐ 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成するとともに、週休2日の推進に向け、積極的な取組を行った。

（参考：積極的な取組の例）

- ・対象期間の8割以上で完全週休2日を達成した。
- ・週休2日の達成状況を現場に掲示するなど、積極的に取り組んでいることをPRした。
- ・定期安全研修・訓練等においてパンフレットを配布する等、下請業者への週休2日の普及に努めた。
- ・月単位の週休2日の達成に向け、年度末等の作業が集中する時期に、会社として支援体制が構築されていた。

【完全週休2日（土日）の達成が確認された場合】

（**考查項目別運用表 別紙-1③ 2. 施工状況 II. 工程管理B**）

☐ 9) 完全週休2日（土日）以上の水準に達する状態を達成した。

(参考) 工程管理B及び安全対策Bの評価の判断基準について

工程管理B及び安全対策Bの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行うこととしていますが、その目安については以下のとおりです。

※	該当項目が3項目以上		a
※	該当項目が2項目		b
※	該当項目が1項目		c

- (2) 週休2日工事(交替制)の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えます。
- (3) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとします。
- (4) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

7 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用と評価の関連について

当該工事において、「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用し、以下の①～②全てを達成した場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。(ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。)

- ①施工体制登録技能者率60%以上
- ②就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持

なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点はいりません。

ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

8 建設DX活用と評価の関連について

当該工事において、以下の①または②のいずれかを実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。

当該工事において、以下の①及び②の両方を実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて2点の加点とします。

(ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。)

【必須項目】

①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用

「ASP方式の工事情報共有システム」を活用し、工事完成時にデータを電子納品した場合、評価します。

②「オンライン電子納品」を実施

「オンライン電子納品試行要領」に基づき、工事完成図書を納品した場合、評価します。

【選択項目】

③「遠隔臨場」を実施

モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認又は立会を1回以上実施した場合、評価します。

④「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施

「Web会議システムを活用した打合せ等」を1回以上実施した場合、評価します。

⑤「デジタル工事写真の黒板情報電子化」を実施

「デジタル工事写真の黒板情報電子化」を行い、工事完成時に黒板情報電子化写真を納品した場合、評価します。

⑥その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施

その他ICT（ICT活用工事として、創意工夫【施工】で評価されたものは除く）・デジタル技術を活用し、コスト縮減や作業効率の向上が確認された場合、評価します。

9 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について

9－1 工事特性

当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応した場合に評価します。（都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事等は安全の確保や各種調整等に困難を伴うため、その履行が的確に行われた場合に評価します。）

9－2 創意工夫

工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価します。（企業独自の技術力やアイデア等により品質や安全、工程などが特に改善され、無駄なコスト削減、現場での作業効率が上がった場合等に評価します。）

<基本的な考え方>

- ① 当該工事において自ら立案実施する意義のある提案であること。
- ② 事前に提案されていること（実施前に「工事打合せ簿」等により提出されている）。
- ③ 提案内容に期待される効果、特筆すべき便益が確認された場合は評価の対象とする。
- ④ 提案内容は、施工期間中、一貫して実施されていること。
- ⑤ 実施後、具体的な効果を確認できる資料が提出されていること。
- ※ 上記①から⑤の全てに該当する場合、評価対象となります。

<一般的に評価の対象とならない事項>

- ① 関係諸法令に規定されている事項。
- ② 契約図書・施工管理基準・仕様書等に記載されているもの。
- ③ 会社全体としての取り組み。
- ④ 一般的に実施されているもの。（従前評価した内容であっても、時間経過とともに一般的に実施されるようになったものを含む。）
- ⑤ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費に含まれているもの。
- ⑥ 総合評価競争入札方式の技術提案内容。

<留意事項>

- ・「ICT 活用工事」で加点を行う場合は、最大5点とします。
- ・新製品、新機種を使用することが、必ずしも創意工夫に該当するものではありません。効果を確認できない場合は評価しません。

9－3 社会性等（地域への貢献等）

<基本的な考え方>

- ① 工事期間中であること。
- ② 事前に提案されていること。
- ③ 当該工事と関連性があること。
- ④ 設計に計上すべき内容でないこと。
- ⑤ 地域に恩恵を及ぼす内容であること。

- ⑥ 地域において当該工事の評価向上に資する内容であること。
 - ⑦ 工事実施における地元の条件処理でないこと。
 - ⑧ 貢献した事実が明確に確認できること。
 - ※ 上記①から⑧の全てに該当する場合、評価対象となります。
- なお、会社全体としての取り組みは、評価の対象となりません。

<参考例>

- 周辺環境への配慮、地域の環境美化・保全に貢献するもの。
例) 河川等の清掃活動に積極的に参加した。
- 地域の活性化（教育、文化）への取組みに貢献するもの。
例) 祭りや伝統行事へ積極的に参加した。
- 地域の安全・安心に貢献するもの。
例) 道路・歩道の清掃、公園、公共の駐車場等の草刈り、防犯灯の清掃等を積極的に行った。
災害時に地域住民等の支援を行った。
(災害復旧支援活動、防災支援活動等を積極的に行った。)
- 公共工事のイメージアップに貢献するもの
例) 地域住民を対象に現場見学会を行った。

10 施工プロセスチェックリストと評価の関連について（施工プロセスチェックリストの活用）

当初請負対象額 1 億円以上の工事は、別紙－ 4 ①～④「施工プロセスチェックリスト」を活用し、評価します。

11 社内の管理基準と評価の関連について

社内の管理基準に基づく管理については以下のとおり評価します。

- ① 社内の管理基準を県の規格値より厳しく定め、その基準に収めるための方策（基準内に収めるための工夫）を施工計画書に明記していること。
- ② 社内の管理基準を超えた場合の対応を施工計画書に明記していること。
- ③ 管理図表に社内管理基準値を明示し管理していること。

注 1) 設定に当たっては適切な規格値として下さい。県が定める規格値の一律何パーセントとしてもかまいませんが有効に機能するよう設定するようして下さい。但し、余裕があり過ぎる場合は評価しません。（例 県の規格値の 99%とする。）

2) ばらつきについては、測定値が県の規格値の概ね 50%又は 80%以内に収まっているかどうかにより判断します。

3) 山口県土木工事施工管理基準に定めのない場合において、受注者が独自に定めた場合も同様に評価しますが、この場合、出典元等の根拠が施工計画書に記載され、有意義な数値と認められる場合に限り評価します。

12 出来形の評価について

(1) 評価方法

- ・ 検査職員は、測定値のばらつきと評価対象項目の評価数で判断します。
- ・ 監督職員は、測定値のばらつきのみで判断します。

(考査項目別運用表のとおり)

(2) ばらつきの判断

- ・ 主たる工種（原則として最も金額の大きい工種）で判断します。
- ・ 同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。
- ・ 同種の構造物（施工管理基準の章・節・条・枝番が同じ）でばらつきを判断します。
- ・ 連続して機能する構造物も同種の構造物としてばらつきを判断します。
（例：排水構造物）
- ・ メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつきで判断しません。
（例：異形ブロック製作工など。）
- ・ 県の規格値が小さい（5mm 未満）場合は、ばらつきで判断しません。
（例：橋梁伸縮装置、桁製作工の一部、コンクリート舗装工の目地段差）
- ・ 必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。
（例：測点間隔 20m の工事について、10m 間隔の管理測点数を追加する。）

<ばらつきの判断基準（検査職員）>

評価対象項目 の評価数	測定値のばらつき			
	県の規格値の 概ね50%以内	県の規格値の 概ね80%以内	県の規格値を 満足	ばらつきで 判断不可能
4項目以上	a	b	c	b
3項目	a'	b	c	b
2項目	b'	b'	c	b'
1項目以下	c	c	c	c

- ・ ばらつきで判断できない工種は、「ばらつきで判断不可能」として評価対象項目の評価数の
みで判断します。
 - ・ 測定方法や測定値が不適切な場合は「d」又は「e」評価となります。
- ※概ねとは打点数の8割以上とします。

(3) 不可視部分（工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分）が無い工事の評価

切土のみの工事等、不可視部分が無い工事について、出来形及び施工状況が写真等により確認
できる場合は、以下の評価対象項目に理由を記入の上、評価します。

(考査項目別運用表 別紙－2② 3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形)

☐ 6) その他（理由：出来形及び施工状況が写真により確認できる。）

13 品質の評価について

(1) 評価方法

① 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

以下の「② 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事」及び「③ 維持修繕工事」以外の工事（一般的な土木工事）

【検査職員】

- ・測定値のばらつきと評価値で評価します。
- ・なお、試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない等の場合は、評価対象項目（評価値）だけで判断します。

【監督職員】

- ・測定値のばらつきのみで評価します。

（検査項目別運用表のとおり）

② 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

（例：河川浚渫工、取壊し工等）

【検査職員】

- ・評価値のみで評価します。

【監督職員】

- ・品質管理項目がないため「c」評価以下とします。

（検査項目別運用表のとおり）

③ 維持修繕工事

【検査職員】

- ・検査項目別運用表【16】維持工事又は【17】修繕工事により品質を評価する場合は評価項目数のみで評価します。
- ・検査項目別運用表【68】道路修繕工事により品質を評価する場合は評価値のみで評価します。

【監督職員】

- ・監督職員は評価項目数のみで評価します。

（検査項目別運用表のとおり）

※ その他の留意事項

- ・検査職員の評価において評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価以下とします。
 - ・監督職員の評価において品質管理項目を設定していない工事は「c」評価以下とします。
- （検査項目別運用表のとおり）

(2) ばらつきの判断

- ・主たる工種（原則として最も金額の大きい工種）で判断します。
- ・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。
- ・同種の材料及び試験項目ごとに判断します。
（例：生コン 18-8-40 BB の場合、下線の4種別が全て同一のもの。）
- ・測定数が10点未満の場合は、ばらつき判断不可能とします。
（検査項目別運用表の試験結果の「打点数が少なくばらつきの判断が出来ない」場合とは10点未満とします。）
- ・測定値は、施工管理基準の試験基準を基本とします。
（必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。）
- ・社内の管理基準に基づく管理や、品質確保のための工夫が不十分な場合はばらつき判断不可能とします。

14 その他

(1) 工事書類の簡素化

山口県では、事務手続き等の適正化及び簡素化を目的として「土木工事書類作成マニュアル（案）」（令和３年３月）を作成しております。

マニュアルでは、土木工事共通仕様書や工事請負契約書、諸法令等における工事関係書類の位置づけと取扱いを明確にし、また、段階確認における書類のやりとりの簡素化を図るとともに、書類のやりとりが必要な段階確認項目を明確にしました。

以下の評価対象項目では、マニュアルの趣旨に則り、書類を過不足なく適切に作成・整理・提出しているか確認した上で評価します。

（考査項目別運用表 別紙－１① １．施工体制 II．配置技術者）

【監理（主任）技術者を評価する項目】

☐ １） 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、書類を適切に作成し、提出又は提示している。

（考査項目別運用表 別紙－１② ２．施工状況 I．施工管理）

☐ ９） 工事打合せ簿を過不足なく整理している。

（考査項目別運用表 別紙－２① ２．施工状況 I．施工管理）

☐ 10） 工事関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。

※「土木工事書類作成マニュアル（案）」については、山口県技術管理課ウェブサイト
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gizyutukizyun/20120720001.html>)
を参照ください。

(2) 施工計画書の評価

施工計画書の提出時期、記載内容等を確認の上、該当する評価対象項目を評価します。

このうち、記載内容については、所定の項目が記載され、かつ現場の地形や気象状況等の現場固有の条件を十分に把握し、その対策を記述している場合に評価します。

なお、マニュアル化されたものや他の工事の使いまわしなどで、設計図書や現場条件と施工計画書の内容が不整合となる場合等は評価しません。

(3) 下請けの引き取り検査の評価

下請けの立会いのもと、元請が引き取り検査を実施し、契約条項及び関係法令に照らして適切に履行していることが確認できる場合に評価します。

引き取り検査の内容が不十分と判断した場合は評価しません。

(4) 工事現場における標示施設等の評価（別紙－１④ ２．施工状況 IV．対外関係 ☐ ６）

周辺住民や通行者等に対し、工事の目的や内容等の情報を工事看板などにより分かりやすく周知し、公共事業への理解を深める取り組みを行った場合に評価します。

（通常の工事看板（例：「〇〇をしています。」等）のみでは評価しません。）

令和7年10月1日版

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 (公共建築工事用)

別紙ー1	監 督 職 員①～⑭	
別紙ー2	検査職員①～⑥	
別紙ー3	「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)	基本事項
別紙ー3	「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)	1/3～3/3

使用上の注意事項

1. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
2. 各評価項目の文面は、実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
3. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督職員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(公共建築工事)

考査項目別運用表

監督職員①

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ ① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩ その他 理由：	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	... b		
該当項目が60%以上80%未満	... c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%未満	 d	③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()	
	評価＝		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	☐ ① 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ ② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④ 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬ その他 理由:	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:配置技術者として優れている。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 ...	c	③ 評価値(%)＝評価数()／対象評価項目数()	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝		

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

考査項目別運用表

監督職員③

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ② 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 ☐ ⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ⑩ 現場内での整理整頓が、常時行われている。 ☐ ⑪ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰ その他 理由:	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:施工管理が優れている。 b:施工管理が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満	... b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	... c	③	評価値(%)＝評価数()／対象評価項目数()
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝		

考査項目別運用表

監督職員④

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理A		☐ ① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦ 休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧ 近隣住民(施設管理者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩ その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()	
評価 =			

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理B		☐ ① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③ 近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④ 配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤ その他 理由:
		評価	
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。	
該当項目が4以上 a 該当項目が3以上 b 該当項目が2以上 c 該当項目が1以上 d		※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 基本的には左記による。	
評価 =			

考査項目別運用表

監督職員⑤

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策A	☐	☐ ① 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ② 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。 ☐ ④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮ その他 理由：
			(減点)該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数()／対象評価項目数()	
評価＝			

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策B		☐ ① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥ その他 理由：
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が4以上	a	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
該当項目が3以上	b	基本的には左記による。	
該当項目が2以上	c		
該当項目が1以上	d		
	評価＝		

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	☐ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ② 工事施工にあたり、近隣住民(施設管理者等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③ 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤ 近隣住民(施設管理者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑧ その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 ...	c	③ 評価値(%)＝評価数()／対象評価項目数()	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 新築工事 改修工事 設備工事	☐ ① 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ② 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑨ その他 理由：	☐ (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()	
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝		
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 解体工事	☐ ① 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。 ☐ ③ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ ④ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑥ 「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。 ☐ ⑦ その他 理由：	☐ (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が4以上	 a	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
該当項目が3以上	 b	基本的には左記による。	
該当項目が2以上	 c		
該当項目が1以上	 d		
	評価＝		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 新築工事 改修工事	☐ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ② 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦ その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()		
	評価＝		
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		c 評価とする
	評価＝		

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ② 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦ その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()		
	評価＝		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目 (細別)	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応) ☐ 該当項目無し	■建物規模への対応 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:) 詳細評価内容: ■建物固有の機能の難しさへの対応 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容: ■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・VE提案(入札時、契約時、総合評価落札方式)された工法等が高度技術で評価できる場合 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容: ■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 詳細評価内容:

考査項目 (細別)	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:)
	[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	詳細評価内容:
	評 点 = 点
	■ 施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工エリアが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☒ その他(理由:)
	詳細評価内容:
	評 点 = 点

※1. 工事特性は、6点～0点の加点評価とする。(1項目2点を目安とする)

※2. 「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員、総括監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫 ☐ 該当項目無し	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫	■施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
	■その他	☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
評 点 = 点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 3点～0点の加点評価とする。(1項目1点を目安とする。)

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
6. 社会性等 ☐ 該当項目無し	I. 地域への貢献等		☐ ① 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ② 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥ その他 理由:
			※4点～0点の加点評価とする。(1項目につき 1点を目安とする。)
			詳細評価内容:
			評 点 = 点

※1. 地域への貢献等は総括監督員が、監督員の意見を参考に総括的に評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	☐	該当無し
	☐ -20 点	1. 指名停止3ヶ月以上
	☐ -15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	☐ -13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	☐ -10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	☐ -8 点	5. 文書注意
	☐ -5 点	6. 口頭注意
	☐ -3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	☐ 点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本審査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は現場説明書等によるものとする。 ⑥原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が工事請負契約書第7条の3の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。 ・ 20.その他 理由:		
評 点 = 点		

考査項目別運用表

検査職員①

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫ その他 理由：	(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数()／対象評価項目数()		
	評価＝		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 新築工事 改修工事 設備工事	☐ ① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩ その他 理由：	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満	b	③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()	
該当項目が60%以上70%未満	b'		
該当項目が50%以上60%未満	c		
該当項目が50%未満	d		
	評価＝		
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 解体工事	☐ ① 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。 ☐ ③ 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる ☐ ④ 現場における解体施工が、適切であることが確認できる。 ☐ ⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑥ 「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。 ☐ ⑦ その他 理由：	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が5以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が4以上	a'		
該当項目が3以上	b		
該当項目が2以上	b'		
該当項目が1以上	c		
該当項目が0	d		
	評価＝		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 新築工事 改修工事	☐ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫ その他 理由：	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... a' 該当項目が70%以上80%未満 ... b 該当項目が60%以上70%未満 ... b' 該当項目が50%以上60%未満 ... c 該当項目が50%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()		
	評価＝		
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		b' 評価とする
	評価＝		

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		☐ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫ その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... a' 該当項目が70%以上80%未満 ... b 該当項目が60%以上70%未満 ... b' 該当項目が50%以上60%未満 ... c 該当項目が50%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()		
評価＝			

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 新築工事 改修工事	☐ ① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ④ 仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ ⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ⑦ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑧ その他 理由:	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	c	③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝		
考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 解体工事	☐ ① 解体後、残存物がなく埋め戻し、整地等が良好である。 ☐ ② 整地の状態が、雨水排水に配慮した仕上げである。 ☐ ③ 全体的な美観が良好である。 ☐ ④ 既存との取り合い部分の施工が良好である。(部分解体の場合) ☐ ⑤ 分別集積が適時・的確に行われ、撤去物が周囲に散乱していない。 ☐ ⑥ その他 理由:	☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が3以上	a	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。	
該当項目が2以上	b	基本的には左記による。	
該当項目が1以上	c		
	評価＝		

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐ ① きめ細やかな施工がなされている。	☐ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥ その他 理由:
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。	
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満	c	③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。